

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月30日

広島市長

提出者

住所 広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号

氏名 地方独立行政法人広島市立病院機構
広島市立北部医療センター安佐市民病院

病院長 小野 千秋

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-815-5211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立北部医療センター安佐市民病院
事業場の所在地	広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数 434床
③従業員数	1,252人（パート等臨時職員含む）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別図1・2のとおり

別紙4
(廃棄物処理法-特管理産業廃棄物計画書)

現状：前年度（ 4年度）実績量
計画：今年度（ 5年度）計画量

単位：トン／年

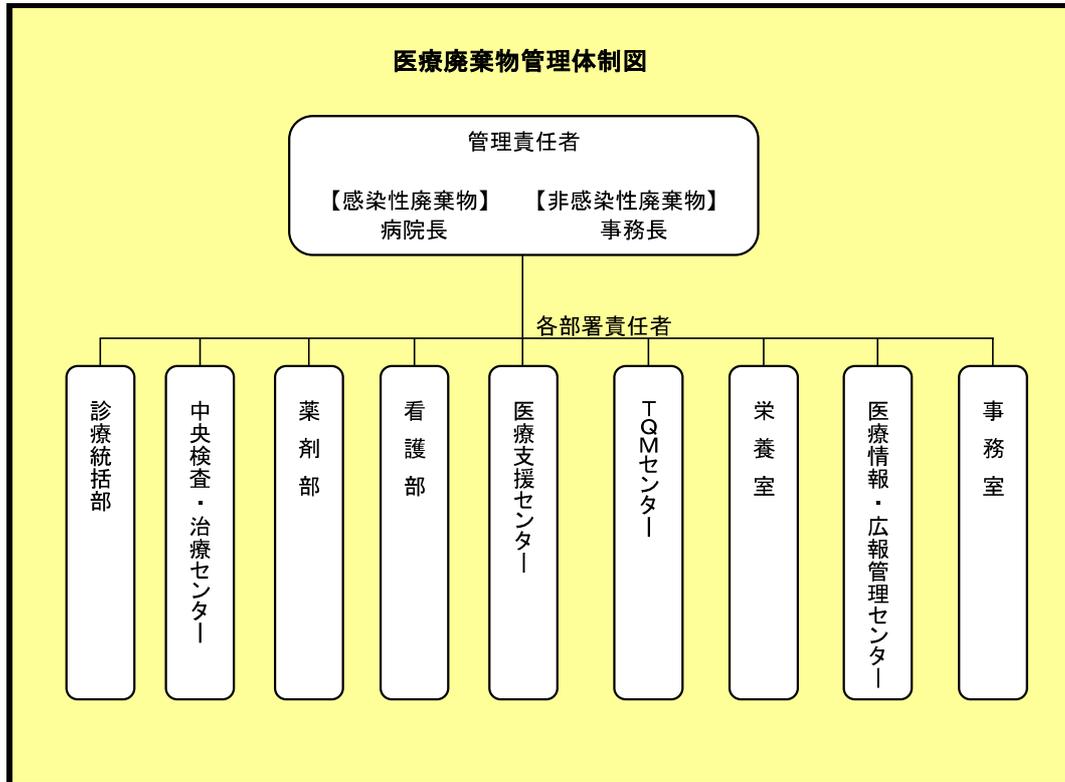
単位：トン／年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油	2,232	1,120									2,232	1,120	2,232	1,120						
廃酸																				
廃アルカリ	0,461	0,500									0,461	0,500	0,461	0,500						
感染性産業廃棄物	610,923	600,000									610,923	600,000	610,923	600,000						
廃PCB等	0,957	0,000									0,957	0,000	0,957	0,000						
PCB汚染物																				
PCB処理物																				
特定有害産業廃棄物																				
指定下水汚泥																				
紙さい																				
廃石綿等																				
燃え殻																				
ばいじん																				
廃油(金属を含むもの)																				
汚泥(金属を含むもの)																				
廃酸(金属を含むもの)																				
廃アルカリ(金属を含むもの)	0,181	0,000									0,181	0,000	0,181	0,000						
合計	614,754	601,62	0	0	0	0	0	0	0	0	614,754	601,62	614,754	601,62	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・輸液チューブのうち、感染の恐れのない部分はカットし、廃プラスチックとして廃棄するなど、極力排出量を抑えるよう努めているが、医療廃棄物については、患者数や治療内容が排出量に大きく影響するため、計画的な抑制は困難である。 ・回収に立ち合い、マニフェストのほか業務実施報告書を回収月の翌月10日までに提出させ、発生量を把握している。
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>引き続き、廃棄物発生量の把握に努める。</p>

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	感染性医療廃棄物については、バイオハザードマークの付いた専用容器に収納し、蓋をしたうえで専用の保管庫に施錠し保管している。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	同上

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>なし</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>なし</p>

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>回収に立ち合い、マニフェストのほか業務実施報告書を回収月の翌月10日までに提出させ、発生量を把握している。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>引き続き、廃棄物発生量の把握に努める。</p>

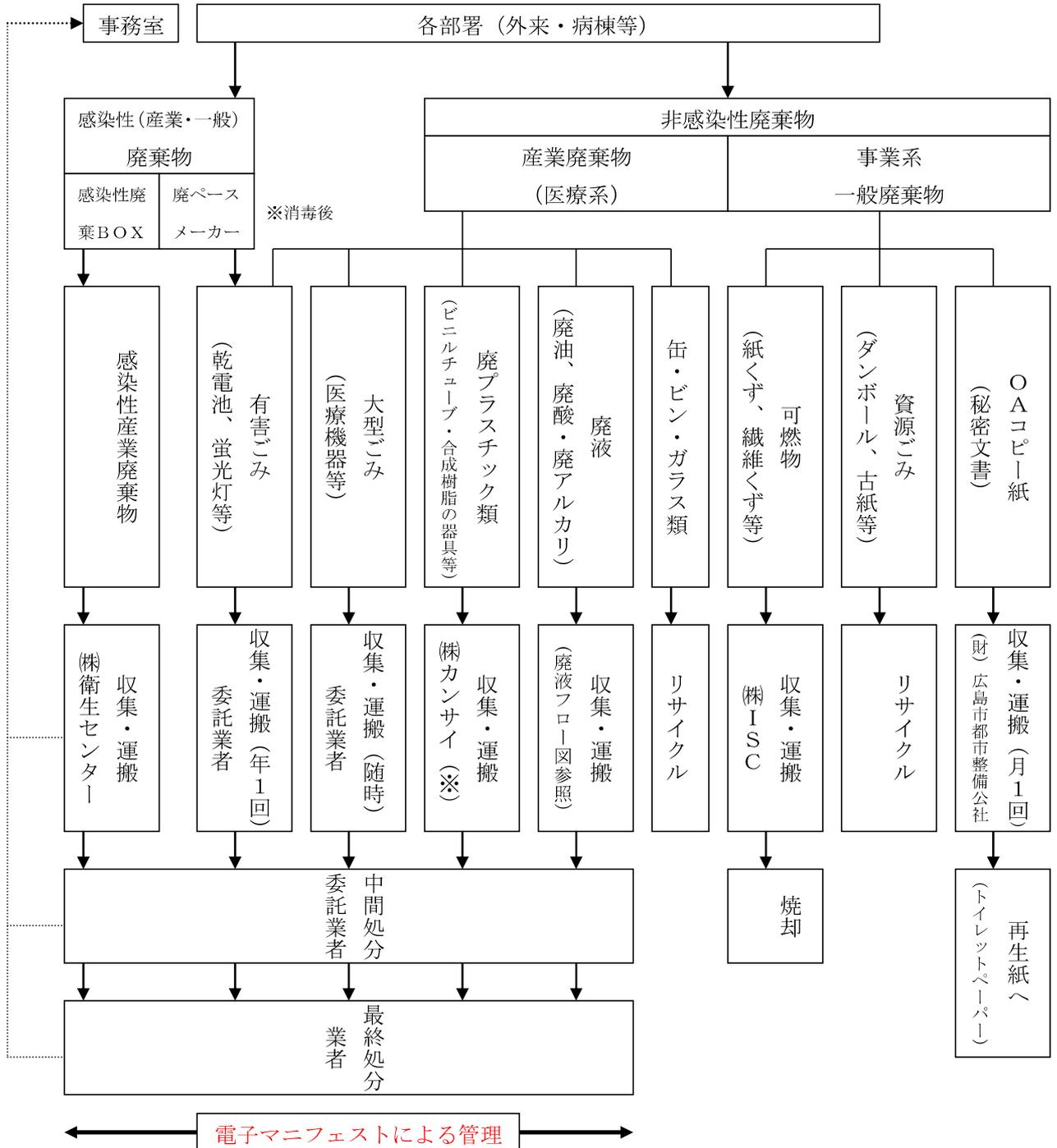
8 電子情報処理組織の使用に関する事項

<p>①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	<p>613.8 t</p>
<p>②今後実施する予定の取組等</p>	<p>昨年度に引き続き、特別管理産業廃棄物の排出については、電子マニフェストで対応することとして運用していく。</p>

別図1

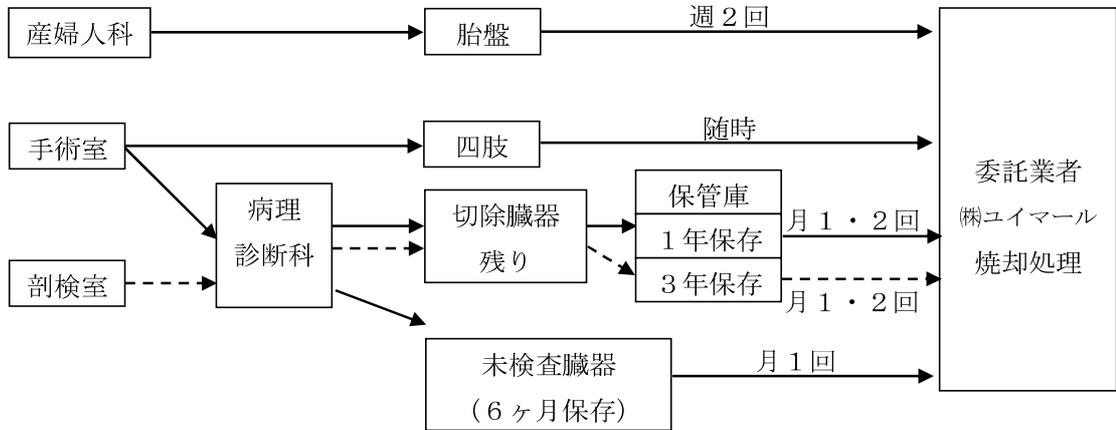
院内各部署から排出された廃棄物処理のながれ (フロー図)

(※病理臓器については別図2)



別図 2

切除臓器・解剖臓器の流れ（フロー図）



【注記】 未検査臓器は、骨頭、扁桃、子宮内容物、足、手など臓器処分依頼書により提出されたものや手術室から直接処分依頼の出されたもの

廃液処理については安佐市民病院排水廃液処理フローに従うものとする。

